

西宮市監査委員	中尾孝夫
同	中村武人
同	村西進之
同	阿部泰之

財政援助団体監査結果報告
(財団法人 西宮市学校給食会)

地方自治法第199条第7項の規定により、平成18年度財政援助団体監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の期間及び方法

平成18年8月1日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月24日に市教育委員会学校教育部及び財団法人西宮市学校給食会関係職員の出席を求め監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第2 監査の対象

財団法人西宮市学校給食会(以下「給食会」という。)が交付を受けた市補助金に係る出納、その他の事務のうち、主として平成17年4月1日から18年3月31日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、給食会並びに所管部局提出の直近の数値を用いるように努めました。

給食会に対する市補助金は、17年4月1日施行の西宮市学校給食会補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付され、補助金の名称及び交付決定額は、次のとおりとなっています。

- ・財団法人西宮市学校給食会運営補助金(以下「運営補助金」という。) 92,825,000円
 - ・財団法人西宮市学校給食会退職金補助金(以下「退職金補助金」という。) 25,428,000円
 - ・財団法人西宮市学校給食会派遣職員人件費補助金(以下「派遣職員人件費補助金」という。) 12,324,000円
- 計 130,577,000円

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 給食会の概要

(1) 設立目的

学校給食法に基づき、西宮市立各学校の給食事業の充実発展と、その運営の適正化を図り、もって学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的として、設立されています。

(2) 給食会の沿革

昭和27年 6月 西宮市学校給食会発足。事務所を市教育委員会事務局体育保健課内に置く。

同 28年 9月	西宮市立用海小学校内に事務所を移転。
同 31年 1月	西宮市公会堂（六湛寺町 101 番地）内に事務所を移転。
同 35年 6月	財団法人西宮市学校給食会設立認可。
同 38年 1月	西宮市中前田町 88 番地に事務所を移転。
同 48年 11月	室川町に事務所・倉庫を移転。
同 49年 4月	給食費の保護者負担軽減のため給食会の運営経費を 3 か年計画で全額市費負担とする方向が決定される。
同 50年 4月	給食会の運営経費が全額市費負担となる。
同 54年 4月	現給食会事務所完成・移転。（大社町 9 番 62 号）
平成 元年 3月	米飯給食導入に伴い、配送棟増築。
同 12年 4月	冷凍・冷蔵食品専用の低温管理物流センター設置。

（3）組織の概要等

平成 18 年 7 月 1 日現在、15 人の理事で構成される理事会、18 人の評議員で構成される評議員会及び 3 人の監事と職員 6 人で構成されています。職員の内訳は市教育委員会派遣職員 1（事務長）、同兼務派遣職員 1（事務次長）、給食会正規職員 2、同嘱託職員 2 となっています。

理事会は 17 年度に 5 回（うち 2 回は書面による）開催され、決算の報告及び承認、前年度の監査報告、規程等の改正、18 年度の事業計画並びに予算の審議などが行われています。

また、評議員会は 3 回開催され、監事による監査が 1 回実施されています。

なお、新聞紙上等で取上げられた給食会における不祥事について、理事会に対する報告が行われたのは、議事録等の記録によると、18 年 7 月となっています。

今後は、適宜、適切な対応が求められます。

（4）施設の概要

給食会の施設は、次のとおりとなっています。

区 分	所 在		面 積	所 有
	土地	西宮市大社町 1 番地 4		
給食会事務所・倉庫	土地	西宮市大社町 1 番地 4	2,041.27	西宮市
	建物	同上	582.14	給食会

（単位：㎡）

注 18 年 8 月 31 日現在

2 事業の概要等

学校給食法第 4 条及び第 6 条は、学校給食の実施を設置者の責任とするとともに、食材費については、保護者が負担するものとしています。

学校給食会は西宮市立小・中学校 62 校からの委任を受けて、保護者から徴収した給食費の納入を受け、給食用物資の調達及び各学校への配送、物資代金の支払業務を行っています。

また、主に西宮市立西宮養護学校に対する食材等の物資斡旋を行っています。

なお、各学校との間で交わされた「給食費の会計処理に関する協定書」により、学校から納付された給食費と給食に係る購入材料費との差額を、給食材料の価格変動や災害等の突発的事態等に対応するために、給食会が価格調整準備金として預り、給食会が解散（学校給食事業を終了）した時に、これを各学校に返還するものとしています。給食会はこれを運転資金積立預金、不足金補填積立預金、価格調整金積立預金等としています。

17年度の事業の概要及び実績は、次のとおりとなっています。

(1) 給食の実施状況

- ア 実施学校数 小学校 42 校、中学校 20 校、養護学校 1 校
- イ 給食実施回数 小学校 172 ~ 184 回（平均 180.95 回）、献立回数 190 回
中学校 167 ~ 178 回（平均 173.10 回）、献立回数 189 回
- ウ 給食延べ食数 小学校 4,902,957 食（うち牛乳免除食 29,554 食）
中学校 1,712,956 食（同 8,662 食）
計 6,615,913 食（同 38,216 食）

(2) 物資購入

ア 主食購入業務

(ア) 米飯(委託炊飯)

区 分	小学校	中学校	計
炊 飯 代 (A)	116,492,533 円	43,709,693 円	160,202,226 円
(精米使用量)	174,998.985 kg	73,726.575 kg	248,725.56 kg
米 飯 食 数 (B)	2,287,581 食	770,505 食	3,058,086 食
一食当たり単価 (A) / (B)	50 円 93 銭	56 円 73 銭	52 円 39 銭

(イ) 精米・麦(自校炊飯)

(単位：kg・円)

区 分	単 価	小学校		中学校		計	
		購入量	金 額	購入量	金 額	購入量	金 額
精 米	326 円 34 銭	21,100	6,893,184	9,435	3,071,475	30,535	9,964,659
麦	237 円 60 銭	1,290	306,493	633	150,396	1,923	456,889
計	321 円 08 銭	22,390	7,199,677	10,068	3,221,871	32,458	10,421,548

注 単価はkg当たりで、単価欄の計は、加重平均単価。

(ウ) パン

区 分	小学校	中学校	計
個 数	2,267,266 個	812,197 個	3,079,463 個
パン代	101,647,104 円	40,806,898 円	142,454,002 円
(材料費)	(18,609,657 円)	(10,412,657 円)	(29,022,314 円)
(加工賃)	(83,037,447 円)	(30,394,241 円)	(113,431,688 円)
一個当たり単価	44 円 83 銭	50 円 24 銭	46 円 26 銭

イ 牛乳関係購入業務

(単位:パック・本・円)

区分	単価	小学校		中学校		計	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
牛 乳	42.00	4,393,893	184,543,506	1,547,034	64,975,428	5,940,927	249,518,934
ジョア	34.65	476,744	16,519,161	157,133	5,444,650	633,877	21,963,811
計	41.29	4,870,637	201,062,667	1,704,167	70,420,078	6,574,804	271,482,745

注 牛乳は1パック200cc、ジョアは1本125ccで、単価の計欄は加重平均単価。

ウ おかず材料共同購入業務

区 分	総費用	実施食数	一食単価
小 学 校	636,728,424 円	4,902,957 食	129 円 87 銭
中 学 校	284,628,396 円	1,712,956 食	166 円 16 銭
計	921,356,820 円	6,615,913 食	139 円 26 銭

エ 斡旋物資業務

自校単独献立で給食を実施する西宮市立西宮養護学校に対して、食材等の斡旋（総額 6,366,477 円）を行うほか、学校からの要求に応じて給食材料以外の斡旋（総額 88,306 円）を行っています。

オ 給食費と実施結果

区 分		主 食	牛乳関係	おかず	一食合計
小 学 校	給 食 費 (A)	47 円 80 銭	41 円 80 銭	130 円 40 銭	220 円 00 銭
	実 施 結 果 (B)	45 円 96 銭	41 円 26 銭	129 円 87 銭	217 円 09 銭
	差 引 (A)-(B)	1 円 84 銭	54 銭	53 銭	2 円 91 銭
中 学 校	給 食 費 (C)	53 円 50 銭	41 円 60 銭	169 円 90 銭	265 円 00 銭
	実 施 結 果 (D)	51 円 22 銭	41 円 32 銭	166 円 16 銭	258 円 70 銭
	差 引 (C)-(D)	2 円 28 銭	28 銭	3 円 74 銭	6 円 30 銭

(3) 配送等業務

各学校への給食用物資の配送業務については、給食用物資を品質保持のために低温で配送する必要のあるもの（低温物資）と、それ以外のもの（常温物資）に分けて、前者をカネショー株式会社、後者を金田運輸株式会社に業務委託しています。

業務の内容は、次のとおりとなっています。

区 分		配送等内容	配送料
金田運輸株式会社	常温物資	米飯、パン、パン仕分、牛乳回収、当日野菜、調味料等	食材の購入代金に一定割合を加算。
カネショー株式会社	低温物資	牛乳、野菜、肉、乾物、冷蔵食品、冷凍食品等	食材の購入代金に一定割合を加算。

この他に、給食用物資の集配拠点として、常温物資については、給食会の集配所を常温物資配送センターと、低温物資についてはカネショー株式会社の冷蔵倉庫を低温物資配送センターと、位置づけて、各物資配送センター業務等を委託しています。

委託契約内容は、次のとおりとなっています。

業務内容	業者名等	見積書等の内容	
学校給食用常温物資 配送センター業務及 びそれに伴う物資仕 分業務	金田運輸株式 会社 (契約金額) 21,419,126 円	センター運営費(荷受、出荷、仕分け、事務、情報管理)	15,356,328 円
		消耗品(ダンボール、ガムテープ等)	4,903,640 円
		衛生管理費(検便等)	139,200 円
		計	20,399,168 円
		見積額(税込み)	21,419,126 円
学校給食用低温物資 配送センター業務、主 食及び牛乳関係業務	カネショー株 式会社 (契約金額) 17,893,680 円	センター運営費(荷受、仕分け、出荷、倉庫管理、情報管理、事務)	13,788,000 円
		消耗品(ダンボール、ガムテープ等)	484,000 円
		衛生管理費(検便等)	69,600 円
		主食及び牛乳関係物資事務費	2,700,000 円
		計	17,041,600 円
見積額(税込み)	17,893,680 円		

注1 牛乳関係業務は主食及び牛乳の発注及び数量のチェック及びそのための職員の派遣。

注2 常温物資配送センター運営費のうちの情報管理費は3,465,000円、低温物資配送センター運営費のうちの情報管理費は1,220,000円となっています。

3 収支の状況

平成17年度における収支計算書の状況は、次のとおりです。

(1) 物資経理

ア 収入

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	差異
給食費収入	1,559,000,000	1,531,131,672	27,868,328
小学校給食費収入	1,071,400,000	1,077,527,488	6,127,488
中学校給食費収入	487,600,000	453,604,184	33,995,816
斡旋物資収入	7,000,000	6,454,783	545,217
雑収入	696,000	582,314	113,686
受取利息収入	1,000	441	559
雑収入	695,000	581,873	113,127
特定預金取崩収入	3,000	0	3,000
運転資金積立預金取崩収入	1,000	0	1,000
不足金補填積立預金取崩収入	1,000	0	1,000
価格調整金積立預金取崩収入	1,000	0	1,000
前期繰越収支差額	10,291,000	10,290,590	410
合 計	1,576,990,000	1,548,459,359	28,530,641

イ 支出

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	差異
材 料 仕 入	1,559,000,000	1,505,917,341	53,082,659
小学校	1,071,400,000	1,063,130,405	8,269,595
小学校主食仕入	231,105,000	225,339,314	5,765,686
小学校牛乳仕入	203,566,000	201,062,667	2,503,333
小学校おかず仕入	636,729,000	636,728,424	576
中学校	487,600,000	442,786,936	44,813,064
中学校主食仕入	98,440,000	87,738,462	10,701,538
中学校牛乳仕入	76,544,000	70,420,078	6,123,922
中学校おかず仕入	312,616,000	284,628,396	27,987,604
斡旋物資仕入	7,000,000	6,454,783	545,217
事 業 費	1,000	0	1,000
諸 費	1,000	0	1,000
支払利息	1,000	0	1,000
特定預金支出	10,000,000	10,000,000	0
積立預金支出	10,000,000	10,000,000	0
運転資金積立預金	5,000,000	5,000,000	0
不足金補填積立預金支出	2,000,000	2,000,000	0
価格調整金積立預金支出	3,000,000	3,000,000	0
合 計	1,576,001,000	1,522,372,124	53,628,876

収入支出差引残金 26,087,235 円

特定預金支出で価格調整金積立預金等の積立預金支出が 1,000 万円となっています。

価格調整金積立預金等については、財団法人西宮市学校給食会物資経理積立金取扱規程（以下「物資経理積立金規程」という。）第 2 条により、学校給食用物資の受入総額（過去 3 年間の実績平均額）の 10%を限度として積立てるとされています。

（ 2 ）業務経理

ア 収入

（単位：円）

科 目	予算現額	決算額	差 異
補助金収入	130,748,000	129,256,034	1,491,966
西宮市補助金収入	130,748,000	129,256,034	1,491,966
基本財産運用収入	3,000	6,674	3,674
基本財産利息収入	3,000	6,674	3,674
運用財産収入	1,761,000	1,765,074	4,074
受取利息収入	1,000	103	897
雑収入	1,760,000	1,764,971	4,971
特定預金取崩収入	15,622,000	15,622,000	0
退職給与引当預金取崩収入	15,622,000	15,622,000	0
前期繰越収支差額	1,000	0	1,000
合 計	148,135,000	146,649,782	1,485,218

退職給与引当預金取崩収入が 1,562 万円計上されていますが、同引当預金としての積立ては行われていません。

イ 支出

（単位：円）

科 目	予算現額	決算額	差 異
管理費	147,293,000	146,649,782	643,218
給与	93,914,000	93,658,851	255,149
旅費	75,000	15,300	59,700
会議費	314,000	249,450	64,550
需用費	3,543,000	3,306,168	236,832
諸費	49,447,000	49,420,013	26,987
特定預金支出	1,000	0	1,000
退職給与引当預金	1,000	0	1,000
予備費	841,000	0	841,000
予備費	841,000	0	841,000
合 計	148,135,000	146,649,782	1,485,218

収入支出差引残金 0 円

財団法人学校給食会会計規程（以下「会計規程」という。）及び同補則により、会計科目が定められていますが、大科目、中科目の区分の定めがありません。

今後、公益法人会計基準に則した会計科目の設定を行ってください。

4 財務状況

平成18年3月31日現在の物資経理及び業務経理における貸借対照表は、次のとおりとなっています。

(1) 物資経理貸借対照表

(単位:円)

科目	金額		
資産の部			
1 流動資産			
銀行預金	207,889,927		
未収金	67,077,953		
流動資産合計		274,967,880	
資産合計			274,967,880
負債の部			
1 流動負債			
未払金	101,876,911		
未支出金	3,734		
流動負債合計		101,880,645	
負債合計			101,880,645
正味財産の部			
正味財産			173,087,235
(当期正味財産増加額)			(25,796,645)
負債及び正味財産合計			274,967,880

(2) 業務経理貸借対照表

(単位:円)

科目	金額		
資産の部			
1 流動資産			
銀行預金	50,824,393		
未受入金	3,734		
流動資産合計		50,828,127	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	7,000,000		
建物	56,548,420		
基本財産合計	63,548,420		
その他の固定資産			
備品	3,992,446		
電話加入権	166,100		
その他の固定資産合計	4,158,546		
固定資産合計		67,706,966	
資産合計			118,535,093
負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,320,966		
管理費未払金	42,309,237		
職員預り金	327,580		
流動負債合計		43,957,783	
2 固定負債			
退職給与引当金	24,128,100		
固定負債合計		24,128,100	
負債合計			68,085,883
正味財産の部			
正味財産			50,449,210
(うち基本財産)			(63,548,420)
(当期正味財産増加額)			(16,250,255)
負債及び正味財産合計			118,535,093

物資経理貸借対照表中の、銀行預金の中には、運転資金積立金 7,400 万円、不足金補填積立金 2,900 万円、価格調整金積立金 4,400 万円が含まれていますが、特定預金として固定資産の部へ区分して計上されていないため、積立金の現在高など、物資経理積立金規程に基づく各積立金の積立状況の確認ができません。

なお、物資経理積立金規程によると、上記3積立金で、学校給食用物資の受入総額(過去3年間の実績平均額)の10%を限度として積立てるものとされています。

また、この物資経理の正味財産は全て各学校からの預り金として扱われるべきものとなりますが、財務諸表の上では給食会の財産となっています。

今後、価格調整金積立預金等の特定預金の内容を区分して資産計上することにより、現在高を明確にするとともに、給食会の学校からの預り金の限度額、財務諸表への計上方法についても検討する必要があると考えます。

物資経理貸借対照表中の、未収金 6,707 万円の主なものは、給食費未収金 6,470 万円で、このうち現年度分の未収金が 6,145 万円、過年度繰越分が 324 万円となっています。

なお、現年度分は、そのほとんどが精算上の都合で未収金となっているものですが、過年度繰越分は、保護者から学校を経由して、給食会へ納付することとされている給食費の滞納期間が1年を超えたものです。

今後、負担の公平という観点からも、給食費滞納額の解消に向けて、全国的な動向も把握しながら検討を進めてください。

業務経理貸借対照表中の、退職給与引当金については、全職員の退職金期末要支給総額の全額を固定負債に計上していますが、原資となる引当預金の積立てが行われていません。

これは、9年度から所管課の指導により、補助金による引当預金の積立てを行わないこととし、退職金の必要額は、職員の退職時に補助する方式に改めたことによるものとされています。

なお、この方式によると、退職給与引当金を計上する必要がないこととなりますが、同引当金の計上は引続き行われています。この結果、正味財産が少なく表示されることとなっています。また、固定資産の減価償却が全く行われていないため、現状のままで、減価償却を実施すれば、事実上、正味財産はマイナスになることが予想されます。

今後、退職給与引当預金の積立て、減価償却の実施など、会計規程・同補則及び公益法人会計基準に基づく適正な会計処理を行い、給食会の資産状況等を適正に表示してください。

5 補助金の交付

(1) 補助の目的

補助金を交付することにより、各学校で実施する給食の円滑な運営と充実を図ることを目的としています。

(2) 交付根拠

地方自治法第232条の2「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」、及び交付要綱を根拠とし、補助金等の取扱いに関する規則（以下「補助金取扱規則」という。）の定める手続によって補助金が交付されています。

(3) 交付対象事業と交付基準

交付要綱では、給食会の学校給食に要する物資の調達及び配送等の事業に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる、としています。この交付要綱に基づいて、給食会が行う事業のうち、給食物資の購入事業（物資経理で処理）を除いた、給食会の管理及び物資配送センター業務（業務経理で処理）について、運営補助事業、退職金補助事業、派遣人件費補助事業の3事業に分けて補助金が交付されています。

また、交付基準は昭和49年に給食会の運営経費について、全額市費負担とすることとした決定に基づいて、予算の範囲内で全額補助すること、とされています。

なお、給食物資の購入事業は、補助対象事業となっていません。

(4) 予算措置

給食会補助金の平成17年度予算科目、予算現額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	会計・款・項・目	細目	節	予算現額
・運営補助金 ・退職金補助金	01-50-40-10 給食費	15 給食管理運営経費	19 負担金、補助及び交付金	118,335
・派遣職員人件費補助金	01-50-40-10 給食費	17 学校給食会補助金	19 負担金、補助及び交付金	12,324

(5) 補助金の交付手続き

(単位：円・年・月・日)

区分	交付申請日	交付決定日	精算書提出日	実績報告日	返還命令日	
	申請額	決定額	精算額	実績額	金額	
運営補助金	17・4・13	17・4・19	18・5・26	18・6・30	18・5・26	18・9・26
	92,825,000	92,825,000	1,293,687	91,531,313	1,293,687	1,281,000
退職金補助金	18・3・22	18・3・28	18・5・26	18・6・30		
	25,428,000	25,428,000	0	25,428,000		
派遣職員人件費補助金	18・3・22	18・3・28	18・5・26	18・6・30	18・5・26	
	12,324,000	12,324,000	27,279	12,296,721	27,279	
計	130,577,000	130,577,000	1,320,966	129,256,034	1,320,966	1,281,000

補助金の交付手続については、おおむね適切に行われています。

なお、上記3件の補助金の根拠となる交付要綱によると、当補助金の名称は「西宮市学校給食会補助金」となっています。

今後、補助金の名称を「西宮市学校給食会補助金」に統一し、補助対象事業の名称をそれぞれ、運営補助事業、退職金補助事業、派遣職員人件費補助事業などとして、交付手続を行うようにしてください。

いずれの補助金も、補助金取扱規則第14条に定める補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)の提出が18年6月30日付けとなっており、これは年度終了後、約90日となっています。また、実績報告に先立って、補助金の精算書が提出されています。

これらはともに、交付要綱の規定によるものですが、補助金取扱規則では実績報告書の提出は、年度終了後60日以内に精算書等を添付して提出すること、とされています。

今後、交付要綱の整理を行い、補助金取扱規則に則った事務処理に努めてください。

また、運営補助金については、18年5月26日付けで給食会から提出された精算書に基づいて、市は同日付で129万円の返還命令を行い、18年5月31日に同額が給食会から返還されています。しかし、市は18年6月30日付けで提出された実績報告書に対して、「委託料の中の情報管理費の執行については不適切であると認められる。」と、18年7月13日付けで、給食会に通知しています。

なお、18年7月6日付けで、12年度から17年度に交付された給食会に対する補助金の一部が目的外に使われたなどとして、補助金の返還を求める住民監査請求が起こされています。監査の結果、請求人の主張の一部に理由があると認め、18年8月25日、市長に対し、13年度から17年度までに給食会に交付した運営補助金のうち4,662万円について、給食会もしくは関係者に対し、しかるべき手続により、返還請求権の行使などの措置を3か月以内に講じるよう、勧告しています。

この後、市は18年9月26日付けで、13年度から17年度に交付した補助金の執行が、補助金取扱規則に定める取消事由に該当するとして、補助金の一部について取消す決定を行い、給食会に通知するとともに、18年11月24日までに同取消しに伴う額を返還するよう命令しています。なお、18年11月1日現在、返還されていません。

補助金等交付取消通知書及び補助金返還命令書は、いずれも18年9月26日付けで交付されており、その概要は、次のとおりとなっています。

補助金等の名称	補助年度	取消額 (返還すべき額)	返還期限	取消しをする理由	取消しをする事業の内容(取消額の算定基礎)
財団法人西宮市学校給食会運営補助金	13	10,369,800円	18年11月24日	委託料に含まれる情報管理費の執行が、補助金取扱規則第16条第1項第1号、第5号及び同規則第11条に該当するため。	委託料のうち情報管理費として支出した額。
	14	11,629,800円			
	15	12,259,800円			
	16	11,088,000円			
	17	1,281,000円			
計		46,628,400円			

6 補助金の経理

(1) 市補助金の受入状況

市からの補助金の受入れは、次のとおりとなっています。

(単位：円)

区 分	受入口座	受入年月日	金 額
運 営 補 助 金	(財)西宮市学校給食会 理事長名義口座	17.4.28	15,475,000
		17.6.8	15,470,000
		17.8.8	15,470,000
		17.10.11	15,470,000
		17.12.8	15,470,000
		18.2.3	15,470,000
		小 計	92,825,000
派遣職員人件費補助金		18.3.31	12,324,000
退職金補助金		18.3.31	25,428,000
計			130,577,000

(2) 補助事業に係る収支

ア 運営補助事業

(単位：円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
補助金収入	91,531,313	管 理 費	93,231,674
その他収入	1,700,361	給 与	40,240,743
		旅 費	15,300
		会 議 費	249,450
		需 用 費	3,306,168
		諸 費	49,420,013
計	93,231,674	計	93,231,674

注 補助金収入額 91,531,313円と同交付額 92,825,000円との差額は精算されています。

イ 派遣職員人件費補助事業

(単位：円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
補助金収入	12,296,721	管 理 費	12,296,721
		給 与	12,296,721
		給料諸手当	25,935
		派遣職員給与負担金	12,270,786
計	12,296,721	計	12,296,721

注 補助金収入額 12,296,721 円と同交付額 12,324,000 円との差額は精算されています。

ウ 退職金補助事業

(単位：円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
補助金収入	25,428,000	管 理 費	41,121,387
その他収入	15,693,387	退 職 金	41,121,387
計	41,121,387	計	41,121,387

7 事 務 処 理

(1) 給食会の事務

ア 一般業務

財団法人西宮市学校給食会寄付行為をはじめ、財団法人西宮市学校給食会就業規則、同処務規程、会計規程その他各種の規程等が制定され、これらに基づいて、給食会の業務が行われています。

イ 契約事務

契約事務については、おおむね適正に行われています。

なお、財団法人西宮市学校給食会物資配送に関する規程(以下「物資配送に関する規程」という。)第10条に「物資配送契約は、物資配送登録業者のうちから入札又は見積書に基づき契約しなければならない。」としていますが、物資配送センター業務など一部の業務については、単独随意契約で行われています。

今後、物資配送に関する規程に基づいた契約事務を行ってください。

ウ 出納事務

出納事務については、会計規程第19条に「金銭の出納は会計責任者の承認を得た伝票及び証拠書類に基づいて処理しなければならない。」と定めていますが、出納伝票に会計責任者の押印がなく、会計責任者の承認の有無を確認することができません。

今後、出納伝票の様式を定め、会計責任者の承認欄を設ける等、会計規程、同補則に基づいた事務処理を行い、出納事務に対する責任体制及びチェック体制の確立を早急に行ってください。

なお、市から補助金の一部に不適切な執行であるとして、補助金の取消し並びに返還命令を受けた委託料の中の情報管理費については、執行の経緯、内容その他全てにおいて、決裁等の文書の形で経過等が残されていないため、その内容等についての正確な検証ができません。

今後、給食会の事務処理とそのチェック体制について根本的に見直して、適正な補助金の執行を行い、公金の使途についての説明責任を充分果たせる事務処理を行ってください。

エ その他

18年5月12日に給食会の監事3人による17年度監査が行われ、同日監査報告書が提出されています。この報告書によると、決算報告書・会計帳簿の作成記帳は適正に行われていることと同時に、退職給与引当預金の確保、給食費未収金の解消その他についての指摘が行われています。

今後、監事による監査報告書の指摘事項の履行に努めてください。

(2) 所管課の事務

ア 運営補助金については、補助金交付申請書に添付された事業計画書に、補助対象事業についての内容説明等の記述がなく、事業の内容等の詳細を確認することができません。

また、所管部局における補助金交付決定の決裁には、補助金取扱規則第6条に定める書類の審査等が、どのように行われたのかについての記述がありません。

したがって、補助金の交付決定にあたって、補助対象事業の内容についての確認が行われたのか、補助金取扱規則第6条第1項に定める審査等が適切に行われたのか、その経過を確認することができません。

今後、補助金の交付にあたっては、交付申請書に適切な文書の添付を求め、これらの文書審査の他、適宜、現地調査を行い、その結果に基づいた慎重な交付決定を行うようにしてください。

イ 実績報告書が、補助金取扱規則に定める事業報告書等を添付して提出されていますが、添付された事業報告書の中から、補助対象事業の内容を確認することができません。

今後、実績報告書については適切な文書の提出を求め、これらの文書審査の他、適宜、現地調査を行うなど、補助金取扱規則第15条に定める審査を適正に行うように努めてください。

補助金の交付関係事務その他において、給食会と所管部局との間の適切な連絡調整が行われていないこと、また、両者間の決定事項等が文書の形で残されていないという状況が見られます。

今後、給食会と所管部局との間の連絡を密にし、その経過については文書に記録することによって、公金である補助金の交付及び執行についての説明責任を果たすことができるよう努めてください。

8 その他

財団法人の主な収入源は基本財産の運用収入、寄付金収入と収益事業等による収入とされていますが、給食会は収益事業を実施していないことから補助金収入以外にみるべきものではありません。

今後、財団法人として運営を継続していくならば、収入源などの確保が必要とされ、給食会の存廃も含めた抜本的な検討が必要と考えます。